

各県等におけるCCUSの取組について

建設キャリアアップシステム（CCUS）活用 モデル工事を実施しませんか

➤ モデル工事のいいところ

○ 技能者の雇用に有利

- 技能者一人ひとりの「技能」と「経験」をしっかりと「認め」「育てる」仕組みです。
技能者の評価に繋がる
事業者の施工能力の見える化に繋がる

○ 工事成績評定で評価

- 基準を達成した場合、工事成績（考査項目「創意工夫」）を1点加算
※受注者の責によらずモデル工事の対象外となった場合や基準を未達成の場合も、減点措置は講じません。

条件	基準
・事業者登録	・元請のみ。下請の登録は求めない。
・技能者登録	・1名以上
・管理者ID（現場管理者）登録	・当該現場の登録
・現場にカードリーダーを設置	・実働日数30日以上ICカードを読み取る

➤ モデル工事は大変そう？

○ CCUSに登録して、現場に設置されたカードリーダー等にタッチするだけ!!

- 事業者登録、技能者登録は1度の登録で大丈夫（管理者ID登録は現場ごとの登録が必要）
- CCUSに登録された就業履歴と資格によりカードの色がレベルアップします。
- カードをタッチすると建退共で退職金の掛金が積み立てられます。
※現場へのカード持参を忘れた場合および読み取りを忘れた場合でも、後日登録可能

➤ お金がかかるのでは？

○ CCUSに必要な経費（一部）を変更計上します。

- カードリーダー設置費、カードタッチ費用について、実績に基づき変更設計時に積上げ計上します。
※カードリーダー設置費用は新規購入に限り、最大3万円かつ1工事1台までとする。
※なお、リースの場合は受注者負担とする。また、PCやタブレット等の機器費、通信費や機器の設置費、システム登録料や管理者ID利用料は受注者負担とする。



この工事で建設キャリアアップシステムを活用できないか、
ご検討をお願いします。

※県土整備部及び都市建築部発注の工事が対象です。



建設キャリアアップシステムHP
申請方式や最新情報のチェックはこちらから

<https://www.ccus.jp/>

静岡県建設キャリアアップシステム活用工事

◆ 建設キャリアアップシステム活用工事の実施方法

時 期	令和4年4月1日から試行開始
確認方法	建設キャリアアップシステムから出力される「現場・契約情報」で、元請事業者として現場での就業履歴登録の確認ができる書類により確認 (総合評価と同一方法による)
工事成績	工事成績評定の創意工夫の項目で評価。基準を未達成の場合は減点なし。 (総合評価で活用申請した者が履歴登録等の確認ができなかった場合は減点)
費 用	CCUS活用工事にかかる費用(登録費用、機器設置費用、現場利用料等)は受注者負担

静岡県建設キャリアアップシステム活用工事

◆ 建設キャリアアップシステム活用工事の実施方法

- (1) 契約締結後、受注者の希望による**受注者希望型**とする。
- (2) 発注者は、CCUS 活用工事の発注に当たっては、**CCUS活用工事特記仕様書を設計書に添付**する。
- (3) 受注者は、契約の締結後、工事着手前に**施工計画書等への記載によりCCUS 活用の希望を発注者へ提出**する。
- (4) 受注者は、工事が完成したときは、建設キャリアアップシステムから出力される「現場・契約情報」で、**受注者として現場での就業履歴登録の確認ができる書類を発注者へ提出**し、CCUS の活用について確認を受ける。
- (5) 発注者は、前項の方法により元請事業者として現場での就業履歴登録の確認ができた場合は、工事成績評定の創意工夫の項目で評価する。

静岡県建設キャリアアップシステム活用工事

◆ 建設キャリアアップシステム活用工事の試行実績

年度	状 況	実 績
令和4年度	活用希望有り	109件
	(うち実績有り)	47件
令和5年度 (10月末時点)	活用希望有り	93件
	(うち実績有り)	12件

令和6・7年度入札参加資格審査申請（建設工事）における建設
キャリアアップシステム（CCUS）の登録状況の加点について

令和6・7年度入札参加資格審査申請（令和6年1月4日（木）から令和6年2月15日（木）まで定時受付。その後は随時受付。）において、総合点数の算定基礎となる成績評価点数の項目に『建設キャリアアップシステム登録状況点数』を追加。

建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録をしている場合は10点加点。

＜総合点数の算出＞

総合点数 ＝ 経営事項評価点数（総合評定値）＋成績評価点数

＜成績評価点の算出＞

成績評価点数＝工事成績評定点数＋優良工事表彰点数＋地域貢献点数
＋社会的取組評価点数
＋建設キャリアアップシステム登録状況点数
－指名停止等経歴点数

令和6・7年度入札参加資格審査申請の詳細は、建設総務課 HP をご確認ください。

【建設総務課 HP】

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/sankasikakuannai67.html>

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用に関する評価基準について

1. 対象工事

2023年4月1日以降に契約する、建設局及び都市・交通局の発注する工事(工事成績評定のない工事は除く)

2. 評価基準

受注者が、①の評価対象項目を達成した場合、工事成績評定表の「5.創意工夫」において1点加点する。
②～⑤の評価対象項目を全て達成した場合、さらに2点加点する。なお、条件を全て満たさない場合であっても、工事成績の減点は行わない。

評価対象項目	判断基準	配点
①事業者登録	元請のみ(下請の登録は求めない)	1点
②CCUS 活用の申し出	工事着手までに工事打合せ簿により提出	2点
③技能者登録	1名以上	
④現場登録(管理者ID(現場管理者)登録)	当該現場の登録	
⑤現場へのカードリーダー設置	利用状況が確認できること(利用回数は問わない)	

※事業者登録済、技能者登録済の場合も、基準を満たしているものとする

3. 実施状況の確認方法

受注者は、工事完了時に、CCUS 活用状況を確認できる資料を発注者に提出する。

評価対象項目	確認できる書類の例
事業者登録	就業履歴一覧(月別カレンダー)等
技能者登録	
管理者ID(現場管理者)登録	現場・契約情報等
カードリーダーの設置(利用状況)	就業履歴一覧(月別カレンダー)等

4. その他

CCUSに係る費用(登録、機器設置費用、現場利用料等)の積み上げ計上は行わない

【用語の定義】

下 請 … 建設業法第2条第5項に規定する下請負人
 技 能 者 … 元請事業者及び下請事業者の現場従事者
 事 業 者 登 録 … CCUS に事業者を登録すること
 技 能 者 登 録 … CCUS に技能者を登録すること
 管理者ID(現場管理者)登録 … 元請負事業者がCCUS に現場管理者を登録すること
 カ ー ド リ ー ダ ー … CCUS に対応したICカードリーダー



三重県発注の建設工事の入札に参加される皆様へ お知らせ

建設キャリアアップシステム活用モデル工事において 令和6年度から工事成績加点を導入します

三重県では、CCUSの活用促進に向けて、CCUS活用モデル工事を実施しています。令和5年3月にお知らせした、令和6年度からの取組内容の拡大について、**対象工事の追加、工事成績加点の基準が決まりました**のでお知らせします。

令和6年度からのモデル工事の取組内容

対象工事

- ・県土整備部(各建設・下水道事務所、営繕課)が指定する
「土木一式 A ランク、A・B ランク対象工事」
「建築一式 A ランク、A・B ランク対象工事」

R6年度
から追加

「舗装 A ランク対象工事」

- ・受注者申出モデル工事(上記以外で受注者の希望によりモデル工事として実施する工事)

参加資格

- ・元請事業者のCCUS登録

現場条件

- ・受注した工事のCCUS登録、カードリーダーの設置、アンケート調査の協力

工事成績の加点

- ・「登録事業者率 90%以上」「登録技能者率 80%以上」
の両方を達成した場合に、**創意工夫で1点**を加点します
- ・登録事業者率と登録技能者率は、**元請事業者と下請事業者を含めて**
評価します。

R6年度
から追加

指標	基準	指標の定義
登録事業者率	90%	当該工事の施工体系図に記載のある、 (元請事業者+CCUS登録した下請事業者数) / (元請事業者+下請事業者数)
登録技能者率	80%	当該工事の作業員名簿に記載のある、 (CCUS登録した技能者数) / (全技能者数) ※元請下請含む

- ・一人親方は登録技能者率のみ評価対象とし、登録事業者率の評価対象としません。
- ・現場代理人および元請下請の技術者(主任技術者等)は登録技能者率の算定対象となる技能者には含みません。

令和6年4月からの工事成績加点の導入に向けて、事業者のCCUS登録・技能者のCCUS登録について準備をお願いします

CCUSの登録や利用方法等についての詳細は、建設キャリアアップシステム
ホームページ(建設業振興基金ホームページ)をご覧ください

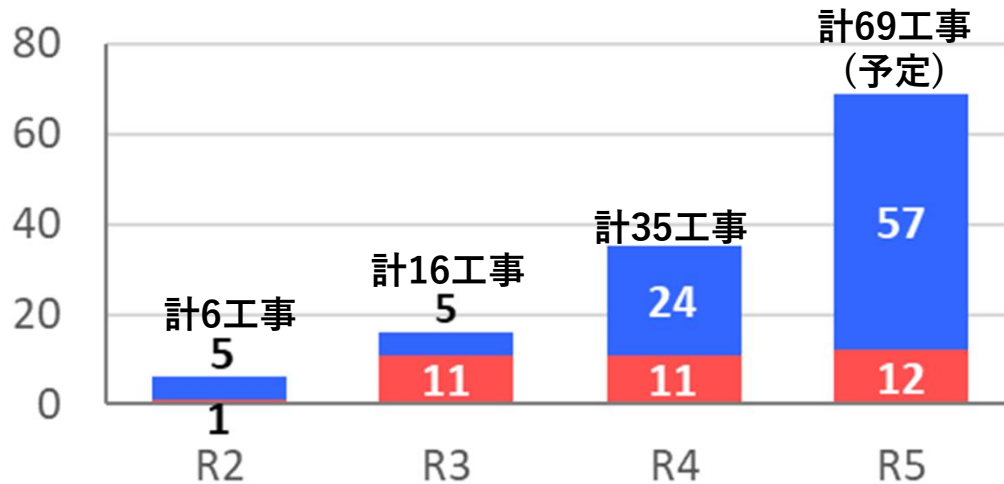


【令和5年度】CCUSモデル工事の実施状況

令和5年度CCUSモデル工事の実施方針

- 一般土木（WTO）
 - ・義務化モデル工事を適用
- 一般土木（WTO）以外
 - ・活用推奨モデル工事を適用
 - ・業界の要望や理解の状況・関係者の意見を十分踏まえ対象工事を選定

■ CCUSモデル工事の実施状況推移



令和5年度工事

- 一般土木(C) = 37工事
- アスファルト舗装(A) = 15工事
- セメントコンクリート舗装 = 1工事
- プレストレストコンクリート = 4工事
- 一般土木(WTO) = 12工事

<義務化モデル工事の内訳>

県	義務化モデル工事					R5工事 完成数
	R2	R3	R4	R5	合計	
愛知県	1	5	2	5	13	0
岐阜県	0	2	7	5	14	0
三重県	0	2	1	0	3	0
静岡県	0	1	0	1	2	0
長野県	0	1	1	1	3	0
合計	1	11	11	12	35	0

<活用推奨モデル工事の内訳>

県	活用推奨モデル工事					R5工事 完成数
	R2	R3	R4	R5	合計	
愛知県	2	2	15	17	36	0
岐阜県	0	1	4	10	15	0
三重県	0	0	0	10	10	0
静岡県	3	2	5	20	30	0
長野県	0	0	0	0	0	0
合計	5	5	24	57	91	0